

労働者派遣事業に係る情報提供

株式会社テイルズケア

対象期間：平成 28 年 2 月 1 日～平成 29 年 1 月 31 日

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の第 2 3 条 5 項（則第 1 8 条の 2 第 3 項）の規定により情報を提供いたします。

事業所名称：本社

住所：広島県広島市中区八丁堀 7-2 6 F

【1】 労働者派遣の実績等

① 派遣労働者の数（1日平均）	347 人
② 派遣先の実数（事業年度あたりの数）	83 件

【2】 労働者派遣に関する料金等（マージン率等）

③ 労働者派遣の料金 1日（8時間当たり）の額の平均	10,329 円
④ 派遣労働者の賃金 1日（8時間当たり）の額の平均	7,221 円
⑤ マージン率 ※ (③-④) ÷ ③ 小数点第 2 位以下を四捨五入	30.1%

【3】 教育訓練に関する事項（主たる教育訓練）

訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	賃金支給の別	実施主体	訓練費負担
派遣前訓練	新規の登録者	off-jt	無給	派遣元	無償
新規採用者への訓練	新規の派遣労働者	O J T	無給	派遣元	無償
作業訓練	会社が指定する就労中の派遣労働者	O J T	有給	派遣元	無償

登録時に情報の保護・管理に関する事項について、就業前には個人情報の取扱いや情報セキュリティに関する事項、についての研修を実施しております。

【4】 福利厚生に関して

社会保険（健康保険・厚生年金保険）と雇用保険・労災保険の適用事業所です。就業条件が加入資格を満たす場合、加入手続きをします。

マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要な経費は派遣労働者の賃金だけではありません。

派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

- **派遣労働者の社会保険料**

派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。

- **派遣労働者の有給休暇費用**

派遣労働者が有給を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています。

- **募集費・教育費・福利厚生費**

派遣労働者の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します。

- **その他経費**

その他にも社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費があります。

派遣社員の皆様へ

派遣料金の仕組みについて ご説明します

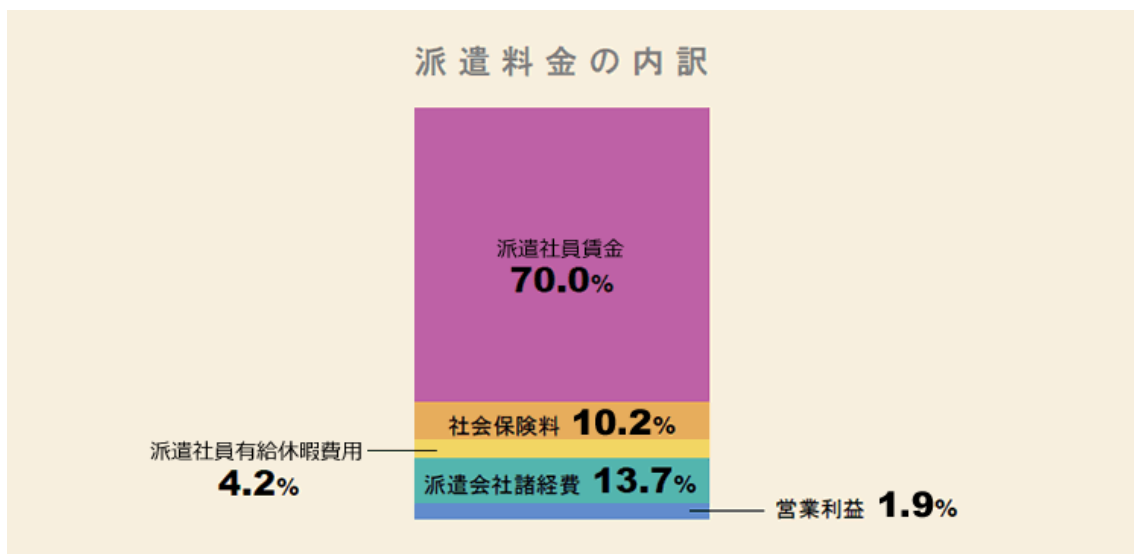
派遣料金については、派遣会社により多少の違いはありますが、概ね下の図のような内訳になっています。

一番多くを占めるのが派遣スタッフの給与で、料金総額の約 70%程度です。次いで、派遣会社が派遣スタッフの雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料が約 10.5%となります（注 1・注 2）。

また、派遣スタッフが有給休暇を取得する際に、休暇期間については派遣先に対する料金請求はできませんが、派遣会社としては、派遣スタッフの雇用主として賃金の支払が生じるため、その引当分としての費用が含まれています。

なお、派遣先の倒産や料金不払いにより派遣料金が回収されない場合でも、派遣会社は派遣スタッフに対して賃金を支払う義務を負っています。

その他、派遣会社の営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス・登録センター賃借料、募集費用等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残り 1.6%程度が派遣会社の営業利益となります。



注 1 賃金に対する事業主負担割合は、労災保険 0.3%、雇用保険 0.9%、健康保険・介護保険 5.1%、厚生年金保険 約 8.7%（平成 27 年 4 月末現在）、計 15.0%です。よって、スタッフ賃金が 70%ですから、これらが派遣料金全体に占める割合は合計約 10.5%となります。

注 2 所得税や社会労働保険料の個人負担分等については、派遣会社が派遣スタッフの皆様代わりに代わって国や自治体に納付するため、皆様にはそれらを差し引いた金額を給与としてお支払いします。

参考：一般社団法人日本人材派遣協会 「派遣料金の仕組みについてご説明します」

<http://sv1.jassa.jp/employee/explanation.html>